無縁墳墓等改葬公告

張のために無縁墳墓等について改葬することとなり拡
ましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び
墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、平成二十八年四月二十一日
一、墳墓等所在地　愛媛県今治市大西町紺原甲一三五六番地
一、墳墓等の名称　紺原地区三軒屋墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳
一、改葬を行おうとする者　愛媛県今治市大西町紺原甲一三九番地　地縁団体紺原地区

任意清算公告

当社は、平成二十八年一月二十九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十一日
長野県上田市材木町一丁目一番二〇号
代表社員　山浦合名会社
山浦　政一

任意清算公告

当法人は、平成二十八年四月二十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十一日
大阪市西区西本町一丁目一一番一号　センプラハイツ四〇二号室
税理士法人やまと
社員　椎原　浩秋

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年四月一日付で確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
新潟県長岡市城内町三丁目八番地一六
第四証券株式会社規約型確定給付企業年金
清算人　長谷川博人

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年４月 21 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）
⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）
⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社アルテミスビュースカイ　②第３種旅行業　③島根県知事登録旅行業務第３－75号　④株式会社アルテミスビュースカイ　島根県出雲市渡橋町416番地　代表取締役　渡部幸太郎　⑤本社営業所　島根県出雲市渡橋町416番地　⑥平成20年１月７日　⑧平成28年３月31日　⑩300万円　⑪島根県知事　⑫島根県出雲市渡橋町416番地　株式会社アルテミスビュースカイ　代表取締役　渡部幸太郎

Ｂ　①株式会社小値賀観光まちづくり公社　②第３種旅行業　③長崎県知事登録旅行業第３－153号　④株式会社小値賀観光まちづくり公社　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2791－13　代表取締役　尼崎豊　⑤本社営業所　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2791－13　⑥平成22年５月12日　⑧平成28年３月31日　⑩300万円　⑪長崎県知事　⑫長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2791－13　株式会社小値賀観光まちづくり公社　代表取締役　尼崎豊

Ｃ　①株式会社ＯＤＡＬ　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－366号　④株式会社ＯＤＡＬ　沖縄県那覇市赤嶺二丁目11番15号Ｏ－Ｂ　代表取締役　黄鋼奎　⑤本社営業所　沖縄県那覇市赤嶺二丁目11番15号Ｏ－Ｂ　⑥平成28年１月22日　⑨平成28年３月17日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県那覇市赤嶺二丁目11番15号Ｏ－Ｂ　株式会社ＯＤＡＬ　代表取締役　黄鋼奎

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年４月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ヤマイチ　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－398号　④株式会社ヤマイチ　静岡県富士市鈴川町７番10号　代表取締役　渡邉和代　⑤本社営業所　静岡県富士市鈴川町７番10号　⑥平成８年５月８日　⑦平成28年３月16日　⑧60万円　⑨300万円